

令和5年度
福島町議会定例会
12月会議議案

福 島 町

令和5年度 福島町議会定例会 12月会議議案目次

番号	件名	頁
41	福島町浄化槽事業の設置等に関する条例	5
42	福島町選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例	7
43	福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	9
44	福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	13
45	福島町産業振興資金貸付条例の一部を改正する条例	17
46	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について	19
47	定住向け町有住宅(2号棟)建築主体工事請負契約の議決更正について	21
48	令和5年度福島町一般会計補正予算(第7号)	23
49	令和5年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	49

議案第41号

福島町浄化槽事業の設置等に関する条例

福島町浄化槽事業の設置等に関する条例を次のように定める。

令和5年12月12日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町浄化槽事業の設置等に関する条例

(設置)

第1条 公共用水域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、町に浄化槽事業(特定地域生活排水処理施設に関する事業をいう。以下同じ。)を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、浄化槽事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を令和6年4月1日から適用する。

(経営の基本)

第3条 浄化槽事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 処理区域は、福島町の区域内とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない浄化槽事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格)が7,000千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により、浄化槽事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100,000円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、浄化槽事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納又は支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 浄化槽事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価額が1,000,000円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が150,000円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第8条 町長は、浄化槽事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、浄化槽事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかつた場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(福島町特別会計条例の一部改正)

2 福島町特別会計条例(昭和39年福島町条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 地方自治法第209条第2項の規定により次に定める目的のため特別会計を設置する。 (1)～(3) (略) (4) 福島町浄化槽整備特別会計 浄化槽整備事業 (5) (略)	(設置) 第1条 地方自治法第209条第2項の規定により次に定める目的のため特別会計を設置する。 (1)～(3) (略) (4) (略)

議案第42号

福島町選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

福島町選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月12日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

福島町選挙公報の発行に関する条例(平成15年福島町条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(発行を中止する場合) 第6条 法第100条第4項の規定に該当し、投票を行うことを必要としなくなつたとき又は天災その他避けることのできない事故、その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手続きは中止する。	(発行を中止する場合) 第6条 法第100条第4項の規定に該当し、投票を行うことを必要としなくなつたとき又は天災その他避けることのできない事故、その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手続きは中止する。 <u>ただし、掲載文原稿について、選挙に関する記録として福島町ホームページに限り掲載することができる。</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日以降に執行する福島町の議会の議員及び長の選挙から適用する。

議案第43号

福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月12日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成27年福島町条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。)次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。)次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施</p>

設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、**前款**(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。
(特別利用教育の基準)

第36条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、**前款**(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中_____

設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、**前節**(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。
(特別利用教育の基準)

第36条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、**前節**(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「**特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)**」とあるのは「**特定教育・保育**

「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども_____」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども_____」と、「**の同号**」とあるのは「**の同条第1号**」と、

第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額」と同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。
(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この**款**において同じ。)」について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とある

施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**の総数**」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**の総数**」と、「**同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数**」とあるのは「**同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数**」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額」と同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。
(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この**節**において同じ。)」について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とある

のは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項に規定する地域型給付費をいう以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

のは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項に規定する地域型給付費をいう以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 4 号

福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 2 日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

福島町国民健康保険税条例(昭和35年福島町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 2 3 条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 2 3 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p><u>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産</u></p>

の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者の均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額

当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他町長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者

	<p style="text-align: center;"><u>と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の福島町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第45号

福島町産業振興資金貸付条例の一部を改正する条例

福島町産業振興資金貸付条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年12月12日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町産業振興資金貸付条例の一部を改正する条例

福島町産業振興資金貸付条例(昭和54年福島町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利子の補給) 第5条 町長は、この条例に基づく資金の貸付けを受けた者に対し <u>利子</u> 補給を行うことができる。 2 前項に規定する <u>利子</u> 補給金の交付は、予算の範囲内において、規則で定める額により行うものとする。 3 第1項の規定は、貸付期間を超過した貸付金に係る <u>利子</u> 及び償還の延滞により発生した <u>利子</u> については、適用しない。	(利子 及び保証料 の補給) 第5条 町長は、この条例に基づく資金の貸付けを受けた者に対し利子 及び保証料(以下「利子等」という。) 補給を行うことができる。 2 前項に規定する 利子等 補給金の交付は、予算の範囲内において、規則で定める額により行うものとする。 3 第1項の規定は、貸付期間を超過した貸付金に係る 利子等 及び償還の延滞により発生した 利子等 については、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第46号

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結したいので、福島町定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成25年福島町条例第15号）の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月12日提出

福島町長 鳴海 清春

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書（案）

函館市（以下「甲」という。）と福島町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1 アの表を次のように改める。

ア 医療

広域救急医療体制の充実	取組の内容	圏域内における広域救急医療体制の充実を図るため、市立函館病院におけるドクターヘリの運航支援をはじめとした各種事業に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して、圏域内における広域救急医療体制充実のための各種事業において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内における広域救急医療体制充実のための各種事業に取り組む。
安定的な医療提供体制の確保	取組の内容	圏域内における安定的な医療提供体制を確保するため、救急救命士病院実習の実施をはじめとした各種事業に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して、圏域内における安定的な医療提供体制を確保するための各種事業において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内における安定的な医療提供体制を確保するための各種事業に取り組む。

別表第1 イの表の次に次の1表を加える。

ウ 教育

文化・スポーツ の振興	取組の内容	圏域内の文化・スポーツを振興するため、文化・スポーツ施設の相互利用をはじめとした各種事業に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して、圏域内の文化・スポーツを振興するための各種事業において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内の文化・スポーツを振興するための各種事業に取り組む。

別表第2 ウの表の次に次の1表を加える。

エ その他

消費生活相談の 広域的対応	取組の内容	圏域住民の消費生活の安定および向上を図るため、函館市消費生活センターにおいて相談対応等を実施する。
	甲の役割	乙と連携して、圏域住民の消費生活の安定および向上を図るため、函館市消費生活センターにおける相談対応等の実施において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域住民の消費生活の安定および向上を図るため、函館市消費生活センターにおける相談対応等を実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

函館市東雲町4番13号

甲 函館市

函館市長 大 泉 潤

松前郡福島町字福島820

乙 福島町

福島町長 鳴 海 清 春

議案第 47 号

定住向け町有住宅（2号棟）建築主体工事請負契約の議決更正について

令和5年5月18日議決（議案第9号）の工事請負契約を次のとおり更正するため議会の議決を求める。

令和5年12月12日提出

福島町長 鳴海 清春

記

契約の目的	契約金額	
	変更前	変更後
定住向け町有住宅（2号棟）建築主体工事	77,099,000 円	77,528,000 円

議案第48号

令和5年度福島町一般会計補正予算（第7号）

令和5年度福島町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121,484千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,643,270千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月12日提出

福島町長 鳴海 清春

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 国 庫 支 出 金		285,628	55,778	341,406
	1 国 庫 負 担 金	146,016	200	146,216
	2 国 庫 補 助 金	137,918	55,578	193,496
14 道 支 出 金		260,596	200	260,796
	1 道 負 担 金	114,137	100	114,237
	2 道 補 助 金	133,235	100	133,335
17 繰 入 金		301,783	50,506	352,289
	2 基 金 繰 入 金	297,511	50,506	348,017
19 諸 収 入		125,150	15,000	140,150
	3 貸付金元利収入	73,183	15,000	88,183
歳 入 合 計		5,521,786	121,484	5,643,270

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		55,254	2	55,256
	1 議 会 費	55,254	2	55,256
2 総 務 費		460,046	12,071	472,117
	1 総 務 管 理 費	267,827	1,675	269,502
	2 徴 税 費	13,634	1,525	15,159
	3 戸籍住民基本台帳費	13,997	8,871	22,868
3 民 生 費		557,808	70,543	628,351
	1 社 会 福 祉 費	460,970	70,143	531,113
	2 児 童 福 祉 費	91,330	400	91,730
4 衛 生 費		1,581,093	0	1,581,093
	1 保 健 衛 生 費	1,330,391	0	1,330,391
6 農 林 水 産 業 費		311,119	17,414	328,533
	1 農 業 費	131,245	146	131,391
	2 林 業 費	55,574	2,068	57,642
	3 水 産 業 費	124,300	15,200	139,500
7 商 工 費		127,492	2,705	130,197
	1 商 工 費	127,492	2,705	130,197

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		487,436	3,400	490,836
	2 道路橋梁費	172,125	1,000	173,125
	3 河川費	34,017	300	34,317
	5 住宅費	241,928	2,100	244,028
10 教育費		210,959	15,349	226,308
	1 教育総務費	81,439	11	81,450
	2 小学校費	22,937	8,099	31,036
	3 中学校費	14,056	4,669	18,725
	4 社会教育費	13,114	100	13,214
	5 保健体育費	79,413	2,470	81,883
歳出合計		5,521,786	121,484	5,643,270

歲入歲出預算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金	285,628	55,778	341,406
14 道支出金	260,596	200	260,796
17 繰入金	301,783	50,506	352,289
19 諸収入	125,150	15,000	140,150
歳入合計	5,521,786	121,484	5,643,270

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 議会費	55,254	2	55,256				2
2 総務費	460,046	12,071	472,117	8,097			3,974
3 民生費	557,808	70,543	628,351	47,881			22,662
4 衛生費	1,581,093	0	1,581,093				0
6 農林水産業費	311,119	17,414	328,533			15,000	2,414
7 商工費	127,492	2,705	130,197				2,705
8 土木費	487,436	3,400	490,836				3,400
10 教育費	210,959	15,349	226,308				15,349
歳出合計	5,521,786	121,484	5,643,270	55,978		15,000	50,506

入 歳

2 歳入

1 3 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	131,966	200	132,166	2 障害者介護給付費等国庫負担金	200	障害者介護給付費等国庫負担金 200
計	146,016	200	146,216			

1 3 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	53,741	55,441	109,182	2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	47,444	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 47,444
				3 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	7,997	総務省所管社会保障・税番号制度システム整備費補助金 7,997
2 民生費国庫補助金	7,787	137	7,924	1 障害者自立支援事業費等補助金	137	障害者自立支援事業費等補助金 137
計	137,918	55,578	193,496			

14 款 道支出金
1 項 道負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 民生費負担金	110,317	100	110,417	3 障害者介護給付費等負担金	100	障害者介護給付費等負担金	100
計	114,137	100	114,237				

14 款 道支出金
2 項 道補助金

2 民生費補助金	8,519	100	8,619	3 地域づくり総合交付金	100	地域づくり推進事業補助金(権限委譲推進事業)	100
計	133,235	100	133,335				

17 款 繰入金
2 項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	165,217	50,506	215,723	1 財政調整基金繰入金	50,506	財政調整基金繰入金	50,506
計	297,511	50,506	348,017				

19 款 諸収入
3 項 貸付金元利収入

1 水産加工振興資金貸付金収入	70,000	15,000	85,000	1 水産加工振興資金貸付金収入	15,000	産業振興資金貸付金収入	15,000
計	73,183	15,000	88,183				

14 款 道支出金 17 款 繰入金 19 款 諸収入

歳

出

3 歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説	明		
				特	財	源	区	分			金	額
1 議会費	55,254	2	55,256				2	13 使用料及び賃借料	2	情報公開費 13 インタ-ネットサ-バスベ-スサ-ビス使用料		
計	55,254	2	55,256	0	0	0	2			2		

2 款 総務費

1 項 総務管理費

1 一般管理費	70,030	1,210	71,240				1,210	8 旅費	700	一般管理費 8 普通旅費	700
								17 備品購入費	510	庁舎管理費 17 庁用備品購入費	510
6 企画費	49,970	142	50,112				142	8 旅費	142	企画費 8 普通旅費	142
12 テレビ中継局管理費	3,333	308	3,641				308	10 需用費	308	テレビ中継局管理費 10 修繕費	308

2 款 総務費
1 項 総務管理費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 国道支出金	財 債	源 その他	区 分	金 額	
15 電子自治体 推進費	20,793	15	20,808			15	13 使用料及び賃 借料	15 13 ウイルスソフトウェアライセンス使用料	
計	267,827	1,675	269,502	0	0	1,675			

2 款 総務費
2 項 徴税費

2 賦課徴収費	13,424	1,525	14,949			1,525	22 償還金・利子 及び割引料	賦課費 22 過誤納還付金	1,525 1,525
計	13,634	1,525	15,159	0	0	1,525			

2 款 総務費
3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基 本台帳費	13,997	8,871	22,868	8,097 国庫支出金		774	12 委託料	旅券発給事務費 17 電子計算機器購入費 社会保障・税番号制度システム整備費	230 230
				7,997 道支出金			17 備品購入費		
				100			12 電子計算機システム開発委託料		8,641 8,641

2 款 総務費
3 項 戸籍住民基本台帳費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特 国道支出金	地方債 その他	区	金額	
計	13,997	8,871	22,868	8,097	0	0	774	

3 款 民生費
1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	235,812	823	236,635	437 国庫支出金			386	8 旅費	75	75	社会福祉総務費
				337 道支出金				10 需用費	55	693	8 普通旅費 障害者福祉事業費
				100				11 役員費	18	18	11 医師意見書作成手数料
								12 委託料	275	400	12 障害者福祉システム改修委託料 19 補装具給付費
								19 扶助費	400	20	高齢者屋根雪下し及び除排雪費用助成事業費
								10 消耗品費	20	35	10 燃料費
6 福祉センター運営費	14,816	4,650	19,466				4,650	10 需用費	650	650	福祉センター運営費 10 光熱水費
								17 備品購入費	4,000	4,000	福祉センター冷房設備設置事業費 17 管理用備品購入費

3 款 民生費
1 項 社会福祉費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説 明
				特 定 地 方 債	財源				
					国 道 支 出 金	財 源 そ の 他			
8 吉岡総合セ ンター管理 運営費	8,155	70	8,225			70	11 役員費	吉岡総合センター管理運営費 11 防火対象物点検手数料 70	
9 低所得者世 帯支援給付 金給付事業 費	30,561	64,600	95,161	47,444 国庫支出金	17,156	200	10 需用費	低所得者世帯支援給付金(追加分)給付事業費 64,600	
						500	11 役員費	10 消耗品費 100	
						3,000	12 委託料	10 印刷製本費 100 11 通信運搬費 300	
						60,900	18 負担金・補助 及び交付金	11 各種手数料 200 12 電子計算機システム開発委託料 3,000 18 低所得者世帯支援給付金 60,900	
計	460,970	70,143	531,113	47,881	22,262				

3 款 民生費
2 項 児童福祉費

4 学童保育費	1,793	400	2,193		400	17 備品購入費	学童保育費 400
計	91,330	400	91,730	0	400		17 管理用備品購入費 400

4 款 衛生費
1 項 保健衛生費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明
				特 定 財 源	地 方 債	そ の 他	区 分	金 額	
2 予防費	52,678	0	52,678				3 職員手当等	1,800	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 3 時間外勤務手当 1,800
							18 負担金・補助 及び交付金	1,800	18 個別接種促進支援金 1,800
計	1,330,391	0	1,330,391	0	0	0			

6 款 農林水産業費
1 項 農業費

3 農業振興費	128,176	146	128,322			146	10 需用費	146	農業施設維持管理費 146 10 修繕費 146
計	131,245	146	131,391	0	0	146			

6 款 農林水産業費
2 項 林業費

4 熊等による 被害対策費	6,146	1,753	7,899			1,753	7 報償費	1,621	熊等による被害対策費 1,753 7 ヒゲマ等捕獲報償費 480
							10 需用費	132	7 活動報償費 1,141

6 款 農林水産業費
2 項 林業費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明			
				特 国道支出金	地方債	財 源 そ の 他	区 分	金額				
										一般財源		
5 治山費	5,401	315	5,716			315	16 公有財産購入 費	315	10 消耗品費 132 自然災害防止事業費 315 16 土捨場用地購入費 315			
計	55,574	2,068	57,642	0	0	0	2,068					

6 款 農林水産業費
3 項 水産業費

2 水産振興費	98,241	15,200	113,441		15,000 諸収入	200	18 負担金・補助 及び交付金	200	産業振興資金貸付費 15,200 18 産業振興資金利子等補給金 200 20 産業振興資金貸付金 15,000
計	124,300	15,200	139,500	0	15,000	200	20 貸付金	15,000	

7 款 商工費
1 項 商工費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 国道支出金	財 地方債	源 その他	区 分	金 額	
5 横綱の里づくり費	2,987	10	2,997			10	8 旅費	10	横綱の里づくり事業費 8 普通旅費
6 横綱記念館 管理運営費	19,372	2,695	22,067			2,695	17 備品購入費	2,695	横綱記念館管理運営費 17 管理用備品購入費
計	127,492	2,705	130,197	0	0	0			

8 款 土木費
2 項 道路橋梁費

2 道路維持費	110,012	1,000	111,012			1,000	10 需用費	1,000	道路維持費 10 修繕費
計	172,125	1,000	173,125	0	0	0			

8 款 土木費
3 項 河川費

1 河川総務費	34,017	300	34,317			300	10 需用費	300	河川総務費 10 修繕費
---------	--------	-----	--------	--	--	-----	--------	-----	-----------------

8 款 土木費
3 項 河川費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 国道支出金	地方 債	財 源 その他	一般財源	区 分		金 額
計	34,017	300	34,317	0	0	0	300			

8 款 土木費
5 項 住宅費

1 住宅管理費	25,053	1,800	26,853				1,800	10 需用費	1,800	町営住宅整備事業費 10 町営住宅小破修繕費	1,800
2 町有住宅管理費	2,418	300	2,718				300	10 需用費	300	町有住宅管理費 10 修繕費	300
計	241,928	2,100	244,028	0	0	0	2,100				

10 款 教育費
1 項 教育総務費

4 教員住宅管理費	2,554	11	2,565				11	12 委託料	11	教員住宅管理費 12 し尿浄化槽清掃等委託料	11
計	81,439	11	81,450	0	0	0	11				

10款 教育費
2項 小学校費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 国道支出金	定 地方債	財 源 その他	区 分	金 額	
1 学校管理費	22,937	8,099	31,036			8,099	10 需用費	1,619	学校管理費 10 光熱水費 1,619
							17 備品購入費	6,480	小学校冷房設備設置事業費 17 管理用備品購入費 6,480
計	22,937	8,099	31,036	0	0	0			

10款 教育費
3項 中学校費

1 学校管理費	14,056	4,669	18,725			4,669	10 需用費	1,111	学校管理費 10 光熱水費 1,111
							17 備品購入費	3,558	中学校冷房設備設置事業費 17 管理用備品購入費 3,558
計	14,056	4,669	18,725	0	0	0			

10款 教育費
4項 社会教育費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 国道支出金	定 地方債	財 その他	区 分	金 額	
1 社会教育総務費	7,089	100	7,189			100	17 備品購入費	100	社会教育総務費 17 管理用備品購入費
計	13,114	100	13,214	0	0	100			

10款 教育費
5項 保健体育費

2 総合体育館運営費	19,218	370	19,588			370	10 需用費	370	総合体育館運営費 10 光熱水費
3 学校給食センター費	37,691	2,100	39,791			2,100	10 需用費	2,100	学校給食センター費 10 光熱水費
計	79,413	2,470	81,883	0	0	2,470			

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

(千円)

区 分	人数 (人)	給 与 費							共済費	合 計	備 考	
		報酬	給料	期末手当 年間支給率	地域手当	寒冷地 手 当	その他 手 当	計				
補正後	長 等	3		22,773	9,729 4.50		299	324	33,125	14,586	47,711	
	議 員	10	25,754		10,647 4.50				36,401	7,332	43,733	
	その他の特別職		10,960						10,960		10,960	
	計	13	36,714	22,773	20,376		299	324	80,486	21,918	102,404	
補正前	長 等	3		22,773	9,729 4.50		299	324	33,125	14,586	47,711	
	議 員	10	25,754		10,647 4.50				36,401	7,332	43,733	
	その他の特別職		10,960						10,960		10,960	
	計	13	36,714	22,773	20,376		299	324	80,486	21,918	102,404	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の特別職											
	計											

2. 一般職

(1) 総括

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	111	27,918	290,649	149,627	468,194	131,808	600,002	
補 正 前	111	27,918	290,649	151,427	469,994	131,808	601,802	
比 較				-1,800	-1,800		-1,800	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手 当	通勤手当	管理職員特 別勤務手当
		補正後	4,212	63,668	41,676	4,750	4,748	6,810	19,303	120	1,014
	補正前	4,212	63,668	41,676	4,750	4,748	6,810	21,103	120	1,014	216
	比 較							-1,800			

職員手当の内訳	区分	児童手当								計
		補正後	3,110							
	補正前	3,110								151,427
	比 較									-1,800

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
報酬	千円		千円	
給料				
職員手当	-1,800	その他減額分	-1,800	事業精査による減 時間外勤務手当 -1,800 (新型コロナウイルスワクチン接 種体制確保事業費)

備考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。

2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	72		236,619	134,470	371,089	100,191	471,280	
補 正 前	72		236,619	136,270	372,889	100,191	473,080	
比 較				-1,800	-1,800		-1,800	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	管理職手当	住居手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	通勤手当	管理職員特別勤務手当
	補正後	4,212	50,044	41,676	4,750	4,748	6,810	18,227	120	557	216
補正前	4,212	50,044	41,676	4,750	4,748	6,810	20,027	120	557	216	
比較							-1,800				

職員手当の内訳	区分	児童手当								計
	補正後	3,110								
補正前	3,110									136,270
比較										-1,800

・給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備 考
給料	千円	千円		
職員手当	-1,800	その他減額分 -1,800	事業精査による減 時間外勤務手当 -1,800 (新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費)	

備考 1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員で予算の積算となったものについて記載すること。

イ 会計年度任用職員

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	39	27,918	54,030	15,157	97,105	31,617	128,722	
補 正 前	39	27,918	54,030	15,157	97,105	31,617	128,722	
比 較								

職員手当の内訳	区分	期末手当	時間外勤務手当	通勤手当(費用弁)	児童手当					計
	補正後	13,624	1,076	457						
補正前	13,624	1,076	457							15,157
比較										

・給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備 考
報酬	千円	千円		
給料				
職員手当				

備考 1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員で予算の積算となったものについて記載すること。

議案第49号

令和5年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和5年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,023千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ769,486千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月12日提出

福島町長 鳴海 清春

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		64,765	12,023	76,788
	2 基金繰入金	15,842	12,023	27,865
歳入合計		757,463	12,023	769,486

第1表 歳入歳出予算補正

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金		33,606	12,023	45,629
	1 償還金及び還付加算金	33,606	12,023	45,629
歳出合計		757,463	12,023	769,486

歲入歲出預算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	64,765	12,023	76,788
歳入合計	757,463	12,023	769,486

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
6 諸支出金	33,606	12,023	45,629				12,023
歳出合計	757,463	12,023	769,486				12,023

入 歳

2 歳入

5 款 繰入金

2 項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事業基金繰入金	15,842	12,023	27,865	1 事業基金繰入金	12,023	事業基金繰入金 12,023
計	15,842	12,023	27,865			

歳

出

3 歳出

6 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明
				特 国道支出金	財 地方債	源 その他	区 分	金 額	
5 特別調整交付金（新型コロナウイルス関係）償還金	9,960	8,828	18,788			8,828	22 償還金・利子 及び割引料	8,828	特別調整交付金（新型コロナウイルス関係）償還金 8,828 22 特別調整交付金（新型コロナウイルス関係）償還金 8,828
6 療養給付費等交付金償還金	22,176	3,195	25,371			3,195	22 償還金・利子 及び割引料	3,195	療養給付費等交付金償還金 3,195 22 療養給付費等交付金償還金 3,195
計	33,606	12,023	45,629	0	0	12,023			